

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 2月14日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)貝殻除去装置貝殻排出弁(非管理区域)において、弁シート部に海水の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
2	4号機	原子炉建屋4階燃料プール冷却浄化系ポンプ(B)室上部の空調ダクト付近にタバコ1箱及びライターが落ちていることを協力企業作業員が発見し、当社社員が回収。対策検討。	G II	
3	1・2号廃棄物処理設備	1号機高電導度廃液系受ポンプ(C)吸込弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
4	1・2号廃棄物処理設備	補助ボイラー(A)立上用蒸気導入弁(非管理区域)において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	